

中小企業者等が機械等を取得した場合の
法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六十一 平二十・四・一以後終了事業年度分

御注意

○ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。
○ 取得に係る法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）は適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号			
事業種目		2								
資産区分	種類	3								
	機械装置等の名称	4								
取得価額	取得又は賃借の年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .			
	指定事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .			
リース費用	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円			
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8								
	差引改定取得価額 $((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$	9								
取得に係るもの	リース料（月額）	10								
	リース契約期間の月数	11	月	月	月	月	月			
	リース費用の総額	12	円	円	円	円	円			
	改定リース費用の総額 $(12) \times \frac{60}{100}$	13								
法人税額の特別控除額の計算	取得に係るもの	14	取得に係るもの		事業年度又は連結事業年度	前又は控	期は除	繰越税額	当期控除額等	翌期繰越額
	取得に係るもの	15	取得に係るもの		平 . .		29	30	31	
	取得に係るもの	16	取得に係るもの		平 . .		円	円	円	
	取得に係るもの	17	取得に係るもの		平 . .			外	円	
	取得に係るもの	18	取得に係るもの		計					
	取得に係るもの	19	取得に係るもの		当期分	(15)	(18)			
	取得に係るもの	20	取得に係るもの		合計					
	取得に係るもの	21	取得に係るもの		合計					
リースに係るもの	改定リース費用の総額の合計額 (13)の合計	19	リースに係るもの		事業年度又は連結事業年度	前又は控	期は除	繰越税額	当期控除額等	翌期繰越額
	リースに係るもの	20	リースに係るもの		平 . .		32	33	34	
	リースに係るもの	21	リースに係るもの		平 . .		円	円	円	
	リースに係るもの	22	リースに係るもの		平 . .			外	円	
	リースに係るもの	23	リースに係るもの		計					
	リースに係るもの	24	リースに係るもの		当期分	(20)	(24)			
	リースに係るもの	25	リースに係るもの		合計					
	リースに係るもの	26	リースに係るもの		合計					
前繰越分	差引当期税額基準額残額 $((17)-(18))$ 又は $((23)-(24))$	25	前繰越分		事業年度又は連結事業年度	前又は控	期は除	繰越税額	当期控除額等	翌期繰越額
	繰越税額控除限度超過額 $((35)$ の計)	26	前繰越分		平 . .		35	36	37	
	同上のうち当期控除額 $((25)$ と (26) のうち少ない金額)	27	前繰越分		平 . .		円	円	円	
	法人税額の特別控除額 $(18)+(24)+(27)$	28	前繰越分		平 . .			外	円	
機械装置等の概要										

別表六(十一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者等又は中小企業者等が措置法第42条の6第2項若しくは第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成19年改正前の措置法第42条の6第2項から第4項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。
 - (1) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「種類3」及び「機械装置等の名称4」には、特定機械装置等又は特定機械等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「差引改定取得価額 9 は、措置法（(7) - (8)）又は $((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$ 」
 第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあっては、「 $((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を、同項第1号から第3項までに掲げる減価償却資産にあっては「(7) - (8)」を適用して計算した金額を記載します。
- 5 「10~13」、「19~24」及び「32~34」の各欄は、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の6第8項第1号（リース税額控除の適用対象となる賃借の範囲）に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載します。
- 6 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 7 「リース費用の総額12」には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 8 「当期税額基準額残額23」欄は、「取得に係るもの」の「14~18」の各欄の記載がある場合には「(22) 又は」を消し、「14~18」の各欄に記載がない場合には「又は ((22) - (18))」を消してください。
- 9 「前期繰越分」の「25~27」の各欄は、前期以前において生じた特定機械装置等又は特定機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の6第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
 この場合、「差引当期税額基準額残額25」欄は、「23」及び「24」の記載がある場合には「((17) - (18)) 又は」を消し、「23」及び「24」の記載がない場合には「又は ((23) - (24))」を消してください。
- 10 当期に、特定機械装置等又は特定機械等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額21」欄から記載を始めます。
- 11 「前期繰越額又は当期税額控除限度額29(若しくは32又は35)」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額31 (若しくは34又は37)」の金額を移記し、「取得に係るもの」の「当期分」には「15」の金額を、「リースに係るもの」の「当期分」には「20」の金額を、「合計」の「当期分」には「15」と「20」の合計金額をそれぞれ記載します。
- 12 「当期控除額等30」、「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の6第8項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 13 「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、平成19年旧措置法令第27条の6第15項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合（12の場合を除きます。）に、別表六(十二)の「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額34 (及び37)」は、「33」及び「36」の本書に当該金額を含めて計算します。
- 14 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等又は特定機械等に該当することの詳細を記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定				
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人の保有する株式数等の明細	
常時使用する従業員の数	b	人		
大規模法人の保有割合の株式	第1順位の株式数又は出資金の額	c		
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d		%
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e		
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f		%
計				
(g) + (h) + (i) + (j)			k	

この表の各欄は、その特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2 (66.66%) 以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g~k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。